

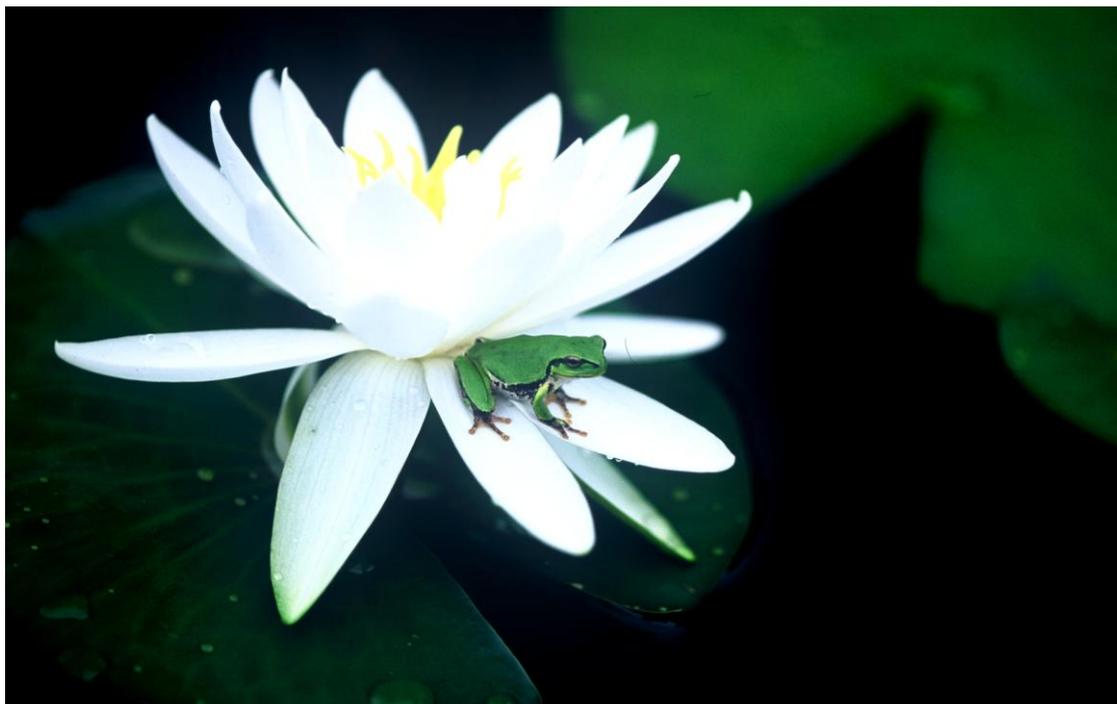
きょうどう

2016年7月1日号

NO. 25

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



写真提供 〓 はざま美容室 金光磨佐也様

熊本地震で被災されました皆様へ

心からお見舞い申し上げます

今回の熊本地震まさに未曾有の大災害です。しかし政府は今回の熊本地震を激甚災害としましたが、特措法等の措置をした東日本大震災や阪神淡路大震災とは同じ扱いにしています。ですから復興対策の費用が自治体の一部負担となっています。国の被災地への冷たい対応が現れています。

これまでの政府の政策をみても、アベノミクスの名で行われてきたか。消費税増税や非正規雇用の拡大など大企業や富裕層に優しく中小業者や庶民には冷たい政治でした。

そして、安保法制（戦争法）の強行。

今回、安倍首相は参議員選挙の争点はアベノミクスの是非だと言っていますが、その先に進めようとしているのが憲法9条の改定を目的とする憲法改正です。

憲法を守るのかどうか、破綻したアベノミクス政策をさらに続けるのかどうか重大な岐路に立っています。

この間、市民の運動も大きく前進しています。天下分け目の選挙です。じっくり考えて投票したいと思います。

社員・税理士 田中芳幸

平成 28 年熊本地震に伴う各種施策の概要

この度の熊本地震により被災された顧問先の皆様、関係先の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。とともに復旧と平穏な日常に戻ることの一日も早からんことを祈念いたします。熊本地震に伴い各種の施策・特例措置が取られていますので、その一部の概要をご案内します。(熊本日日新聞 6 月 24 日号 15~18 面に「金融特集」が掲載されています)

【税 務】

一 申告期限・納付期限等の延長（原則として熊本県内の納税者）

- 1 国税関係；平成 28 年 4 月 14 日以後に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について自動的に延長になっています。(延長の期限は未定です)。これに伴い、申告所得税の予定納税額通知は、目下行われていません。
- 2 地方税関係；基本的に国税と同様の措置が取られています。

二 税の軽減・免除

- 1 確定申告を行うことで「所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減」を受けられる場合があります。
- 2 確定申告の前に「源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予」や既に徴収された「源泉所得税及び復興特別所得税の還付」を受けられる場合があります。
- 3 申請により、個人市県民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税の減免等の措置があります。(市県民税＝8月1日、自動車税＝9月30日、事業税＝通知から2月以内(10月末頃)一に申請。不動産取得税＝納期延長により未定)

【金 融】

一 日本政策金融公庫（ホームページより）

- 1 平成 28 年熊本地震特別貸付（国民生活事業、中小企業事業）＝創設
- 2 まる経融資（小規模事業者経営改善資金）＝制度拡充
- 3 生活衛生改善貸付（生活衛生関係事業者向け）＝制度拡充
- 4 農林漁業施設資金（災害復旧施設）、農林漁業セーフティネット資金（災害）
- 5 災害復旧貸付（指定災害により被災した中小企業者向け）

二 熊本県信用保証協会

- 1 震災支援短期資金；当面の運転資金をスピーディーかつ積極的に応援
- 2 返済緩和の条件変更対応；当面の据置期間として6か月以内の条件変更

三 熊本県・市、他

- 1 金融円滑化特別資金（設備資金又は運転資金）＝県
- 2 小規模事業者おうえん資金（設備資金又は運転資金）＝県
- 3 チャレンジサポート資金（経営力強化保証制度）＝県
- 4 平成 28 年度熊本地震特別融資（熊本市内中小事業者向け）＝熊本市
- 5 小規模企業共済災害時貸付〔特例災害貸付〕（小規模企業共済制度加入者向け）

【助成・補助】

一 熊本県中小企業等グループ補助金（照会先:熊本県商工観光労働部）

- 熊本地震で被災した中小企業等グループ（2社以上）が、県の認定を受けた復興事業計画に基づき、グループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の3/4（1事業当たり15億円限度）を補助する。

二 被災地域販路開拓支援事業 小規模事業者持続化補助金（照会先:商工会）

- 熊本地震による直接・間接の被災に対して、熊本・大分県の事業者は200万円、他の九州各県の者は100万円を上限に補助する。
- 申請の際には、地域商工会の確認が必要。第2次受付締切が7月29日（金）（第1次受付は終了）であるので、早急に応募する。

三 雇用調整助成金の特例（照会先:ハローワーク・労働局）

- 地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合、労働者に支払った休業手当相当額の2/3を助成する。（地震による事業所・設備の損壊を直接的な理由とする休業は対象外）

四 災害時における雇用保険の特例（照会先:ハローワーク・労働局）

- 地震の時点で熊本県内の事業所で勤務していた方について、①災害により休業した場合、②災害により一時的に離職した場合に、雇用保険の失業給付を受給できる特例措置。

平成27年分所得税・消費税の申告結果

売上げ不振・所得減でも納税負担増

【所得税・消費税申告状況の前年対比】

27/26 (%) (件数は実数)

【一人当たり納税額】(円)

事業区分		申告所得税 (%)				消費税 (%)			所得税		27年分	26年分
		件数	事業収入	事業所得	税 額	件数	課税標準	税 額			青	白
第一種	卸売業	6	93	80	175	6	92	98	青	296,900	251,400	
第二種	小売業	29	86	109	84	15	86	102	白	273,400	243,100	
第三種	建設・農林・製造業	165	103	83	150	81	101	116	平均	286,500	247,700	
第四種	飲食・金融保険業	48	98	117	123	13	101	111	(100円未満切り捨て)			
第五種	運輸・不動産・サービス業	144	108	100	102	21	92	101	消費税	青	644,000	568,000
合 計		392	101	90	116	136	99	112		白	382,600	376,300
青白別	青色申告者	218	103	80	118	110	102	113		平均	594,000	531,400
	白色申告者	174	96	117	112	26	79	102	(100円未満切り捨て)			

昨年4月の消費税増税（5%⇒8%）の影響が、昨年は9ヵ月間だったのが今年は通年となり、課税標準（売上）は減少傾向にありながら納税額は前年比112%となっており、売上低迷・所得減の趨勢ながら、所得税（前年比116%）とともに納税負担が確実に増加しています。

第一・二種；売上げ不振の渦中。一部の業績改善や納税額の発生で比率を押し上げている。

第三種；建設・製造業の一部に好調があるが、総体的に厳しい。農畜産業は健闘しているが、所得が青色者は大幅減の反面、白色者では倍増と対照的。納税額は青・白共に大きく増加。

第四種；売上げ横ばい～微増ながら、所得・納税額ともに増加となった。

第五種；サービス業が売上減少に歯止めをかけたが、所得増にはなりきらない。

南九州税理士会総会開催

6月17日(金)大分市において南九州税理士会の第60回定期総会が開催され、荒尾、田中両会員が出席して質疑討論しました。

※10%増税は中止・凍結を！

熊本地震による税務の処理体制に関する税理士会の対応について田中会員が、番号制度、消費税の増税と軽減税率に対する税理士会の対応を荒尾会員が質問を行い、消費税については軽減税率反対に止まらず、10%増税の中止・凍結に踏み込むべきと意見を表明しました。

※甲斐健彦会員永年就業表彰

永年就業会員の表彰で、当社の甲斐健彦代表が40年就業の表彰を受けました。今年度の受賞者13名の一人でした。総会終了後懇親交流会が催され、小学生の演者による庄内こども神楽の熱演に大喝采でした。(写真)



※総会運営の民主化を成る

総会では従来一般会員と区別した支部長席が設けられており、これについて、一般会員と区別する根拠も必然性もなくその必要性がないことから、支部長席を廃止するよう改善を申し入れていました。今回これが受け入れられて支部長席がなくなり、すっきりした総会となりました。

共同経理では、皆さんの身の回りの事に対するご相談にも応じています。お気軽にご相談にお出で下さい。

◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活のお悩みにもご相談に応じます。特別に費用がかかる事案以外は無料です。必要に応じ弁護士等の専門家をご紹介します。

◎ 相続・贈与は事前のご相談を

事前の対策で無用の争いを避け、経済的負担の軽減が可能です。ご相談に対応し最良の対策をご提案出来ます。不動産の売買や名義変更の際にも、お気軽にご相談下さい。

税務スケジュール

7月15日(金)

* 所得税の予定納税額の減額申請期限

8月1日(月)

* 5月決算法人の確定申告期限

8月31日(水)

* 6月決算法人の確定申告期限

* 個人事業者28年分の消費税・地方消費税の中間申告期限

9月30日(金)

* 7月決算法人の確定申告期限

10月31日(月)

* 8月決算法人の確定申告期限

11月15日(火)

* 所得税の予定納税額の減額申請期限

11月30日(水)

* 9月決算法人の確定申告期限

* 所得税の予定納税額の納付期限
(第2期分)

※無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、7月8日(金)・8月10日(水)・9月9日(金)・10月7日(金)・11月10日(木)・12月9日(金)となっております。《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理

〒861-1305 菊池市北宮 317-15

TEL 0968(25)1036

FAX 0968(24)5266

URL : <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。